

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局）

項目名	国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度（イノベーションボックス税制）の創設					
税目	法人税					
要望の内容	我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上し、民間企業の無形資産投資を後押しするため、民間企業の課税所得のうち、我が国で開発した知的財産に由来する所得に対して優遇税率を適用する措置を新たに創設する。					
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td>精査中 百万円 (- 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(- 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	精査中 百万円 (- 百万円)	(改正増減収額)	(- 百万円)	
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	精査中 百万円 (- 百万円)					
(改正増減収額)	(- 百万円)					
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 我が国のイノベーション促進に向けて、海外と比べて遜色ない事業環境を整備し、研究開発成果の社会実装へのインセンティブを設けることで、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上させるとともに、特許権や著作権で保護されたソフトウェアをはじめとする無形資産への民間投資を後押しする。</p> <p>(2) 施策の必要性 民間企業が立地選択の意思決定を行う場合、税制優遇措置を含む事業環境は重要な判断基準となっている。 実際、諸外国では2000年代より欧州を中心に、研究開発成果を知財化し、その知財を社会実装することにより得られた収益に対して優遇税率を適用する、すなわち「アウトプット」に着目した税制であるイノベーションボックス税制が導入されてきている。さらに、イノベーションボックス税制は、近年では中国や韓国、インド、シンガポール等、アジア太平洋諸国においても導入・検討が進んでいる。 各国政府による誘致競争が激化する中、収益性の高い事業であればあるほど税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトが大きい。近年、我が国でも民間企業による研究開発拠点の海外シフトの動きが顕在化しており、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を強化することが急務。このため、我が国においてもイノベーションボックス税制を創設し、海外と比べて遜色ない事業環境を整備するとともに、民間企業による研究開発成果の社会実装を後押しすることで、国内投資を強力に推進する必要がある。</p>					

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定） 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 （1）官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化 （略）国内投資・研究開発を大胆に促進することが不可欠である。（略）知的財産の創出等を促し、我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する。</p> <p>○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）</p> <p>IV. GX・DX への投資 1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み （3）横断的環境整備 ①イノベーション環境・インフラの整備 利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、民間による無形資産投資を後押しする観点から、海外と比べて遜色なく知的財産の創出に向けた研究開発投資を促すための税制面の検討や、通信やコンピューティング基盤など次世代の付加価値を創造する基盤設備への投資を含めた、イノベーション環境の整備を図る。</p> <p>○ 統合イノベーション戦略 2023（令和5年6月9日閣議決定） 第1章 総論（国家的重要基盤を支援、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術。イノベーション） 2. 科学技術・イノベーション政策の3つの機軸 （3）イノベーション・エコシステムの形成 ③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大（資金循環の活性化による研究開発投資の拡大） （略）知的財産の創出等を促し我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する観点から、民間企業による知的財産の創出等に向けた研究開発投資を促すための税制を含めた施策の在り方について、引き続き検討を進める。</p>
		政策の達成目標	民間企業による知的財産によるアウトプットへのインセンティブを高め、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定め無し
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	—

有効性	要望の措置の適用見込み	本制度の措置により、民間企業による研究開発成果の事業化・社会実装の促進が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>英国では 2013 年にイノベーションボックス税制を導入。同国担当省庁（歳入税関庁）の報告によれば、イノベーションボックス税制の適用を受ける事業者は資本コストが引き下げられ、投資促進につながり、特許を商業化しようとすることから、結果として英国内への投資を 10%増加させる効果が示されている。</p> <p>我が国においても、イノベーションボックス税制を措置し、研究開発環境の国際的イコールフットイングを実現することで、我が国のイノベーション拠点としての競争力を強化するとともに、知的財産の創出に向けた研究開発投資の促進が見込まれる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>我が国では研究開発のアウトプットへのインセンティブとなる税制が存在しない一方、欧州及びアジア各国ではイノベーションボックスを導入し、その考え方が広がりを見せている。</p> <p>現状のままアウトプットに着目した優遇措置を我が国に導入しないとすると、収益性の高い事業を生む可能性の高い研究開発投資であればあるほど、税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトは大きくなることが想定される。</p> <p>イノベーションボックスを導入し国際的イコールフットイングを図ることにより、我が国のイノベーション環境を整備することができると考えられる。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	